

介護認定を 受けている方のおむつ代の 医療費控除

おむつ代の医療費控除

医師が「傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態」および「治療を継続するためおむつが必要」と認められた方については、医師が発行するおむつ使用証明書を添付すると確定申告時におむつ購入費用を医療費控除の対象とすることができます。初めておむつ代を医療費控除として申告する方は、まずは主治医にご相談ください。

2年目以降は町から 確認書を発行できます

おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の場合は、町が要介護認定に係る主治医意見書で必要性を確認できる場合に限り、介護保険係の窓口で「おむつ使用確認書」を発行することができます。

交付を受けるには申請が必要ですので、令和3年1月4日(月)以降に印鑑をお持ちのうえ、保健福祉総合センターへお越しください。また、発行までには1週間ほどかかりますのでご注意ください。

問い合わせ

保健福祉総合センター内
健康福祉課 介護保険係
☎79-0912

2020年のノーベル医学生理学賞は、C型肝炎ウイルスの研究で功績のあった3人の科学者が受賞しました。

C型肝炎は、1980年以前には輸血後に起こる正体不明の謎の肝炎として、永らく恐れられてきました。この肝炎は、感染すると徐々に肝臓を悪くしていきます、やがて肝硬変や肝臓癌



C型肝炎の検査をしよう



国保東庄病院
こまた せいいち 医師

が発生し死に至る病気でした。この3人の研究によって謎の肝炎の原因がC型肝炎ウイルスであることが発見され、1991年以降は輸血や血液製剤からC型肝炎がまん延することがほとんどなくなりました。

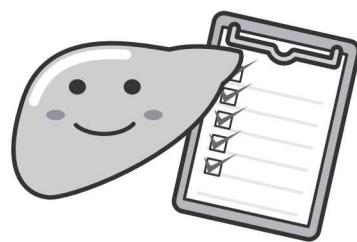
C型肝炎のまん延は防げるようになったのですが、治療に関しては1990年代から2000年代まではインターフェロンという副

作用がとても多い注射薬しかなく、効果も半分以下の人にしか効かない治療でした。それが2010年代になると、画期的な新薬が開発されました。まず6カ月の注射が3カ月の飲み薬になり、さらに副作用もほとんどない薬になりました。また特筆すべきはその効果で、95%以上の患者さんに効き目があり、現在ではC型肝炎はほとんどの人が治る時代になりました。

現在C型肝炎に関して

は、過去(1990年ころ以前)に輸血や血液製剤を使用した方、入れ墨や薬物注射を行った方、両親兄弟にC型肝炎患者がいらっしゃる方で過去にC型肝炎ウイルスの検査をされたことがない方は、念のため医療機関での精密検査が推奨されています。また、健診で肝機能障害が指摘されているような既往がない方も、この機会にC型肝炎を含めた精密検査を受けてみることをお勧めします。

問い合わせ
東庄病院
☎1177



内科	月～金曜日の午前および第1・第3土曜日の午前 (受付時間は午前11時まで)
整形外科	毎週月・木曜日の午後 (予約制)

※救急患者については、休診日および時間外でも24時間体制で診療しますので、電話連絡のうえ来院してください ☎86-1177